◆1975年10月29日第3種郵便物認可　毎月1回10日発行◆

関西 労災職業病 5月号

(通巻第143号)

関西労働者安全センター　1986.5.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742

100円

●労災保険法改悪問題……………………………… 1

●どれだけの恐怖!? チェルノブイリ原発……… 5

●労災・職業病と安全衛生運動④…………………… 7

奈良県立医大公衆衛生　車谷典男

●前線から(ニュース)…………………………………10

●安全衛生ひとくちメモ………………………………16

●みんなでやろうストレッチ体操④…………………18

4月の新聞記事から/17

写真/ハンマー打撃騒音の測定風景(全金松本製作所支部提供)

労災保険法改悪——

事業主の意見申出、特別加入制度の合理化　闘いはこれから！

　労災保険法「改正」をめぐる国会審議が四月一五、二二日に衆議院、五月八、一五日に参議院の各社会労働委員会で審議され、今年二月に提出された『法律案要綱』の内容がそのまま両院とも賛成多数で可決された。その主な内容を簡単に紹介しておく。①年金の最高限度額の設定、②収監中のものに対する休業補償を支給しない、③部分就労者に対する休業保障給付の減額、メリット制の拡大、等である。（これら一つひとつの内容説明については一三五号以降を参照）

　我々安全センターが今回の改悪の反対闘争において、その焦点としていた「事業主の意見申出制度の創設」及び「特別加入制度の合理化」問題は、以前にも述べたように『法律案要綱』には含まれておらず、別途に『労働省令』事項とされ、今後も労働省内、労災保険審議会などにおいて継続して検討されることになっている。しかしながら、今国会の中でも、この二点に関する審議も深められている。

労住医連が　労仂省交渉

　この間の闘いの経過を報告しておこう。

　まず国会対策として、総評をはじめとして全港湾、全林野、全山労そして各地域センター、被災者団体等は、衆参の社会労働委員と数回にわたって会見し反対運動への協力と国会審議において徹底的に追求してもらうよう要請した。（国会審議での労働省労働基準局長の答弁を最後に記す）。

　そして四月二三日には、改悪に対し当初より反対声明をだしていた労働者住民医療機関連絡会議が労働本省と交渉をもち左記のような（別途資料）申し入れを行った。当日の交渉は全林野、全港湾の参加もあり総数十二名、労働省側は松本労災管理

課長をはじめとする四名であった。申し入れ内容は労働省令の二項についてである。

まず「事業主の意見申出制度」について松本課長より交渉の冒頭、次のような発言があった。「今回の改正においては、使用者側は『不服申立制度の創設』を強力に要求してきている。しかしそれは現行制度上認めることはできないから、そこで妥協の産物、いわゆるはけ口として今回の『事業主の意見の申出』を認めざるを得なかった」と。この発言は現在の労働省の姿勢をよく表しているものである。つまり資本の圧力に弱く、労働行政の基本姿勢である労働者の保護という大原則を忘れつつあるのである。この発言に交渉団はあ然とし、つい声をあらだてる場面もあった。しかしながら交渉を深める中で同課長に「事業主に意見の申出を認めるといっても、それは業務上外の決定にあたっての単なる参考意見にする」と言わせ、それ以降の参院での審議につながる一定評価すべきものとなった。

次に「特別加入制度の合理化」問題についてであるが、労働省はこの問題につき、〝保険加入以前にり患した疾病に対して給付を行うことは保険の原理に反する〟という論理を前提としている。そして今後は特別加入をしようとする人に対して事前に健康診断を実施し、疾病をもっている人は保険への加入を認めない、あるいは保険給付を制限しようとしているのである。なお事前健診を義務付ける疾病として現在労働省は、振動病、じん肺、有機溶剤中毒を考えているという。

これに対し労住医連は、保険加入以前にり患した疾病に対し、保険を適用するか否かについては、まずその前提として、その疾病がいかなる原因によるものであるかを考えるべきであり、その原因が明らかに業務によるものであれば救済するのが労災法の基本であること。また、保険加入していない一人親方にしても、その責任は個人にのみあるのではなく、産業構造上加入しにくい仕組みがあることを考慮すべきであること、等反論していった。たとえば振動病の多くの被災者の場合を考えるとき、それら全ては林業労働によるチェンソー使用によるものであり業務との因果関係は明らかなのである。

この改悪は、現在の特別加入制度が強制適用ではないことを悪用したものである。

労働省令 改悪を阻止しよう！

最後に国会審議について報告しておく。

ここでは計四回の衆参の社会労働委員会の中で、とくに前記した労働

省令の二項に関する各議員の質問に対する労働省労働基準局長の答弁内容および付帯決議を記しておく。

（なかでも五月一五日の参院での社会党高杉議員の質問に対するものを中心に）

「事業主の意見申出制度」に関して

（局長）

①事業主の意見は、業務上外の決定にあたって単なる参考意見であって、支給決定はあくまで行政が主体的に行う。事業主の意見に拘束されることはない。その旨地方局には指導していく。

②事業主には記載にあたって主観を入れず事実に基づいて記入するよう強く指導していく。

③事業主が記載した意見の内容については被災者に確認する。

「特別加入制度の合理化」に関しては参議院段階で付帯決議があげられており（五月一五日）、それを記しておく。

「特別加入制度の加入時、健康診断に関し健康診断書を提出すべき疾病の範囲等を定めるにあたっては、加入が不当に妨げられることのないよう配慮すること」である。

われわれはこの間の国会審議あるいは労働本省交渉等において一定評価できる内容を引き出すことはできたものの、未だ労働省の新制度創設の狙いそのものを撤回させるところまではきておらず、今後更に闘いを強化し、「事業主の意見申出制度の創設」あるいは「特別加入制度の合理化」の攻撃を阻止しなければならない。

労災保険法の根幹を破壊する『労働省令』の発令を阻止しよう。

白ろう病の実態を赤裸々に証言

――― 白ろう病患者、家族の手記集 ―――

山峡に哭く

頒価：1000円（送料別）

発行：全国山林労働組合　　安全センターで取り扱います。

１９８６年4月２３日

労働省労働基準局長殿

労働者住民医療機関連絡会議
議長　天明佳臣

申入書

現在、通常国会において貴省作成の「改正」案に基づき審議されております労災保険法「改正」問題につきましては多くの問題点が含まれており、私共、労働災害・職業病の根絶を医療の立場から目指しております労働者住民医療機関連絡会議としましては、今回の「改正」に対し非常な危ぐを感じているところであります。

とりわけ『労働者災害補償保険審議会の建議において指摘された事項の処理方針について』の中の「省令事項」については、看過できない内容が含まれています。特に、(1)「事業主の意見の申出」、及び (2)「特別加入制度の合理化」については、労働者保護法としての労災保険法を根幹から破壊するものと言わざるを得ません。

(1)「事業主の意見の申出」

「保険給付申請事案について支給決定前に、事業主は意見の申出を書面により行うことができることとする。

実施時期：６２年４月１日（予定）」

私共は、そもそも労災保険給付の支給に関する決定は被災労働者本人と保険者たる国との間の保険給付の権利義務関係に関する処分であり、事業主はこれに法律上の直接の利害関係を有しないのであるから、現行法上、事業主は労災保険給付手続きに関与すべき資格は一切ないと考えます。

したがって、今回貴省が提起されております「事業主の意見の申出」を可能とする旨の新制度は法律になじまない、そればかりか、労災認定に対して事業主の不当な影響力が行使されることが予想されるものであり、断じて容認できないものであります。

(2)「特別加入制度の合理化」

「特別加入しようとする者のうち業務歴からみて、じん肺、振動障害等の職業性疾病にかかっていると考えられる者に対して健康診断書を提出させることとする。

実施時期：６２年４月１日（予定）」

私共は、この特別加入者に対する事前健診の義務付けは、保険への加入、あるいは保険給付の対象を制限しようとするものと考えます。果たして貴省はこの点につきいかに考えておられるのでしょうか。

そもそも特別加入制度の趣旨は、労働災害、職業病被災者に対する救済の幅を拡大していくところにあります。しかしながら、今回の内容はその趣旨とは相反する結果をもたらし、被災労働者の切り捨てにつながることは明白であります。被災労働者が安心して治療を受ける機会を剥奪するものとなるこのような提案は、労働によって破壊された被災労働者の健康の回復を願う私共医療機関にとっても断じて容認できないものであります。

以上の点につき、貴省の再考を促すとともに、これらを実施されぬよう申し入れる次第です。

どれだけの恐怖!? チェルノブイリ原発

必要な　大事故を想定した原子力労仂災害対策

四月二六日深夜（日本時間二七日未明）、ソ連チェルノブイリ原発四号炉で全面的な炉心溶融（メルトダウン）と大爆発が起こり、原子炉の中の放射能の大半が大気中にまき散らされる事態となった。事故の原因については、現在に至っても全く世間には公表されていない。現在までに（ソ連政府の発表によれば）二名即死、その後、被曝と火傷で十三名死亡、数十名の重体者を含む二、三百名の入院患者が出て、放射能汚染によって周辺半径三〇キロ内立ち入り禁止となっている。今後、犠牲者は増える見通しが強い。

初期の犠牲者は消防士、現場作業員だったという。この原発が、核分裂反応を制御するため減速材として使用していた大量の黒鉛が炎上したためこれと格闘したのである。「急を聞いて駆けつけた何百という人々も当時は危険性について何も知らなかった。彼らはただ全力を尽くして勇敢に献身的に猛火と戦っていた。顔を灰で真っ黒にし、彼らは同志たちと原発を救ったのだ。」とタス通信は伝えている。こうした作業が有効だったかどうかは今後の検討に待たなければならないが、事実上、火と放射能地獄に極めて不充分な装備で立ち向かっていったことには間違いはなさそうである。これはつまり、この種の爆発、炎上に必然的につながる『炉心溶融』が起こるとは考えようとしていなかったため、当然対策も立てられていなかったことに根本的原因があるといえる。

当局者は、「事故は人為的ミスが原因」とだけ述べ、その内容には触れていない。しかし人為的ミスという限りは充分予想しうるはずで、その種の「ミス」への対処を怠った責任、犠牲者への責任はどうなるのか！

「全面的炉心溶融は起こり得る事故である（『炉心溶融は絶対に起こ

らない』ようにすることは不可能である）―これがチェルノブイリ原発事故から読み取るべき最重要点だ。

日本における原発推進勢力の反応は「日本の原発は、型が違うので、この種の事故は起きない。」に尽きる。事故の詳細を検討しないうちからこう言い張るのは、日本の原発の安全審査における事故想定には『炉心溶融』事故は入っておらず、もし、その可能性を認めれば安全審査を全てやり直し、その結果恐らく原発を建てられなくなる、からである。早くも、国内の良心的科学者グループが安全審査の見直しを政府に申し入れている。

一方、我々にとって見逃せないのは、安全審査のみならず、溶融事故を前提とした、現場の事故対策、防災対策が殆ど立てられていないことである。ひとたび事故が起これば、「献身的に戦う」事が強いられるのは、ソ連も日本も世界中同じなのだ。

したがって、今後、溶融事故といった大事故を想定した原子力労働災害対策に、労働者の立場から（可能かどうかを含めて）本気で取り組んでいくことが重要課題になってきたといえるのではないだろうか。（政府・資本の側は、こうした事態を予想してか、逆に、労働者の被曝規制を緩和しようとする（例えば、緊急時の被曝制限撤廃等）動きを続けており、反対運動を強める必要がある）

国内の原発の八五年度設備利用率は史上最高を記録している。が、その影で小さな事故・トラブルが続発していると言われており、老朽原発が増えつつある現状の中では今回の事故は、まさに、いまの日本への警告と受け止めなければならないだろう。

【炉心溶融】

炉心では核燃料が中性子の衝突で核分裂反応を起こし、大量の熱が発生する。この炉心部が冷却水の流出で温度が急上昇し、ドロドロに溶けた状態になるのが炉心溶融。核分裂生成物（死の灰）が放出される原因になる。炉心が地面までも溶かしてどんどん沈み、米国からみて地球の反対側の中国にまで達するというブラックユーモアとして〝チャイナ・シンドローム〟（中国症候群）の言葉もある。

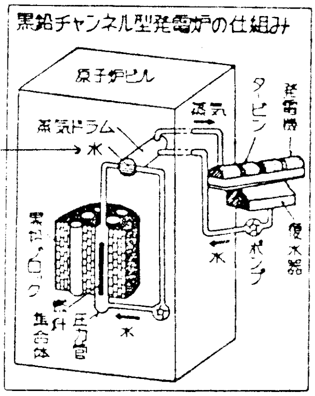

（この水が抜けると炉心の温度が急上昇する。）

労災・職業病と安全衛生活動［第四回］

奈良県立医科大学公衆衛生学教室　車谷典男

誤った職業病観の克服

――その1、心因説と加令説――

前回までは、職業病とはどういった病気のことをいうのか、また、職業病であることの調べ方についての説明であった。今度は、職業病として申請した場合、会社なり当局が、職業病であることを認めたくないために必ず持ち出す常套手段を紹介しよう。

いくつかに類型化できるが、今回はこのうち「神経質なヤツが病気になるのだ。病気になるヤツは精神が曲がっているのだ」という心因説と「年のせいだ。誰しも年を取れば病気になるものだ」の加令説を取り上げ、反論してみよう。これらは〝常識論〟を巧みに利用した宣伝である。

◆◇　心因説　◇◆

新種の職業病について、当局側が必ず一回は持ち出す論法である。要は「気の病だ」というのである。チェンソーが原因であることが明々白々であった振動病ですら、当初、「精神的な病気」と宣伝された。

当局側の言い分はこうである。

チェンソーは全国各地の国有林で使用されているにもかかわらず、振動病の発生は地域的に偏っている。それらの地域は全林野の運動が強力に展開されている所ばかりである。即ち、組合の扇動によって、組合員に症状が「伝染」し、振動病が発生しているのであって、チェンソーが原因とする職業病ではない。

しかし、全林野が重大な職業病として独自に取り組み始めたため、当然、組合活動の強い地区を中心に健

診活動が実施され、認定作業も進められることになる。その結果、まずはこれらの地域を中心に振動病の発生が報告されるのが当たり前であろう。

このように、少し考えるだけでも当局側の言い分は明らかにおかしいことがわかる。それにもかかわらず林野庁は、「気の病」と強弁し、この間、振動病対策は放置されてしまった。振動病が職業病であることを認めたくないために、このような強弁をしたとしか思えない。

新種の職業病は、新しいだけあって、医学的にも不明な点が多々あり、なかなか理解しがたいものである。それ故、「気の病」として安易に片付けがちである。症状がシビレ、痛みなど目に見えないものであれば、なおさらである。しかし、そのような姿勢は当局の思うツボである。

当局側が、心因説に固執するのは、この説は職業が原因ではないとする立場であるから、予防対策を立てる義務もなく、労災認定の必要性も無いなどのメリットが極めて大きいためである。これに対し、労働者側は、疑心暗鬼も生まれ、労働運動が分断されるという不利益をこうむる。

◆◇ 加令説 ◇◆

徐々に発生する職業病を否定するために使われる常套文句である。頚肩腕障害や腰痛症でしばしば経験される。

確かに「肩がこる」「腰が痛む」といった症状は、年寄りに多い。職場で、「最近、肩がよくこる」とか「腰がよく痛む」と言おうものなら、まわりの者は「年のせいだ」と合唱する。

ある人が「そんなことあるものか」と思って、一念発起し、同じ職場の者を対象にアンケート調査をした所、若い連中の方が元気で、年寄り連中に頚肩腕症状や腰痛症状が多い結果が得られ、やっぱり「年のせいだったか」とガックリしてしまったことがある。

考えてみれば、年とともに首や腰の骨、肩の筋肉などは弱くなってくるのだから当然な結果である。むしろ、若い者に腰痛が多いとの結論が得られれば、それこそ調査方法がおかしいということになろう。そうなれば、どうころんでも頚肩腕障害や腰痛症は年令によるものであるとの結論しかない。当局側の言い分と同じである。

この話の落とし穴はどこであろうか。

それは、同じ職場で同じ仕事をしている人達の中で比較検討をしたところである。今、我々が知りたいのは仕事との関係であるから、このような場合、自分達の仕事と全く違う仕事、しかも肩や腕、腰に負担のな

い仕事をしており、かつ、同年令である者を比較対象とすべきである。そうすれば、違う仕事をしていて同じ年令の者同志比較することができるから、仕事が原因であるか否かを容易に証明できるであろう。当然、この場合でも、年寄りに頸肩腕症状などが多いとする結論は得られるに違いない。

頸肩腕症状や腰痛症は、通常でも年とともに増加する。会社側、当局側はこの点のみを強調して、加令説を唱え、業務起因性を否定しようとする。しかし、職業病であるか否かは、その増加の仕方が仕事の内容によって著しく異なっているか否かによって判断しなければならない。このことを充分理解しておく必要がある。

通勤災害

ゆき道かえり路 ①

通勤の途中で交通事故にあい、怪我をした場合は、労災法の補償給付を普通の労災と同じように受けることになる。しかし、この通勤の範囲というのは結構限られていて、労災法のうえでは「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること」（第七条二項）と定められている。

この「合理的な経路及び方法」というのは、例えば定期券を支給されていたり、通勤手当を受ける為に会社に届け出ている経路かどうかと言うことが問題なのではない。例えば何時も電車通勤の人がその日だけ車で出勤していたと言うような場合は、無免許運転のようなことがないかぎり通勤災害ということになる。

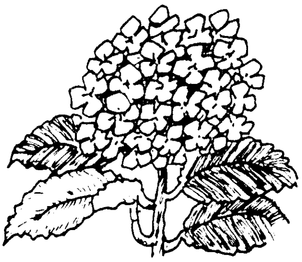

前線から

大阪中央

放送技術者の「心筋梗塞」死 労災申請

・日放労関西支部・

五月二二日、NHKの放送技術労働者のNさんが「心筋梗塞」で一昨年の五月二五日に死亡した件について、日放労関西支部は大阪中央労基署へ労災申請を行った。

Nさんは、NHKの現業技術部に所属し、局外番組の制作に従事していた技術者であった。一昨年五月の発症直前までの仕事は、十二月「高校駅伝」、一月「女子駅伝」、三月「びわ湖マラソン」と三つの大きなロードレースの生中継が連続し、それが終わると直ちに同年開催の奈良国体の準備に取り掛かり、更に、デスク業務の引き継ぎが重なるという極めて忙しい毎日であった。特に、直前の四日間は早出が続き、自宅で徹夜の書類作成を行うなど極限状態であった。

そして、発症当日には、国体会場のチェックで大幅な工事やりなおし箇所が発見され大きなショックを受けた上、大阪局へ帰ってみると他の部下がやる予定になっていた翌日の仕事の準備が出来ておらず、更に居残って業務を行うというダブルパンチを受けるに到った。その後、帰宅し約一～二時間後に発症したのである。

Nさんの「心筋梗塞」は、精神的、肉体的に極めて厳しい過重労働の中におかれた中で、二重のアクシデントにいきあたったことに直接の発症原因があることは明らかで、同支部では今後も取り組みを強めていくことになっている。

大阪東南

手話通訳者の「選択の自由」求め 労基署交渉

大手電器メーカーの下請会社で部品加工に従事しているAさんは頸肩腕障害にかかり、地域の仲間の協力を得て、今年始め阿倍野労基署に労災申請し、現在調査中である。

ところで、Aさんは、ろ

うあ者のため、本人聴取に際して手話通訳が必要となった。Aさんは、事情に詳しく、お互いの手話にも慣れ信頼している夫Sさんを通訳にするように申し入れたが、労基署は大阪労基局がこの問題にあたって出した通達により、「私情、私見が入るのでだめ。公的機関に頼む。」としたのである。

（実際は、聴取時には、Sさんの同席が認められ、自然に通訳を行った。）

適当な通訳がいない場合労基署が責任を持つのは当然だが、今回のように、ろうあ者の意向をないがしろにすることは権利侵害である。本来ならば、希望があった時点でSさんに労基署として通訳を依頼すべきであろう。「私見、私情」云々は（通訳者に対して失礼な話ではある）また別問題である。

四月十九日、この件でセンターは、本人夫妻、地域の仲間とともに労基署交渉を行い、通訳を選ぶ権利を保障することを要求し、労基署は検討を約束し、今後、再度交渉を持つこととなった。

東大阪
退社時の駐車場での事故は業務上災害!!

東大阪市のスーパーで準社員（有期契約）として働くYさんは、昨年十月に大売り出しの準備の残業が終わって自転車で帰ろうとスーパーの駐車場を通りかかったところ、急にバックしてきた車にはねとばされた。一ヵ月入院という災害であるにも関わらず、その後会社は何の手続きもしようとしないため、やむを得ずYさんは自ら労基署へ行き労災補償の請求手続きを行ない通勤災害として補償を受けた。

ところが、会社は療養中のYさんに対して、通勤災害で療養中の労働者へは解雇制限がないのをよいことに「やめてほしい」と言い出した。そこでYさんは新聞を見て『高槻、島本働く者の人権センター』に相談をもちかけたのだった。

同センターでは、まず事故にあったのがスーパー敷地内の駐車場であり業務上災害と考えられることから、労基署で業務上認定に切り換えさせることで解雇を阻んだ。そして、Yさんと会社の間の契約書は開始月日はあるが終了月日が記載されていないことから療養中の契約切れという心配も無くなったのだが、会社側は新たに一年契約を結ぶよう言い出してきた。

こうした攻撃に対し、Yさんは今後、東大阪地域の労働者の支援をうけて交渉を行うことになっている。

梅本難聴裁判

四つ目の鑑定書 提出

いよいよ最終段階に……

東南

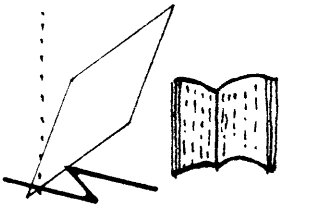

全金松本製作所支部（大阪市平野区）の組合員梅本氏の難聴について損害賠償を求める労災裁判は第一審、今年で六年目を迎えている。

裁判の争点は、梅本氏の難聴が、六七年松本製作所入社以降の騒音作業が原因かどうかである。特に、七一年八月から一年余り続けたバキュームカーのホース巻取り器歪取り作業（五ポンドハンマー使用　表紙写真参照）に大きな原因があり、その作業をやめた七二年以降も難聴は進んだ、一連の過程において会社は安全注意義務を怠った、というのが原告側の主張である。ところが、会社は、原因は入社以前の仕事であり、七二年以降の難聴の進行も無い、したがって、何にも責任はないと全面的に対決してきたのである。

裁判は現在、四つ目の鑑定書が提出され、いよいよ最終段階を迎えている。

最近出された鑑定書のうち、被告推薦の鳥山鑑定人（国立病院医療センター耳鼻科）は、梅本氏の従事してきた作業に何ら具体的検討を加えず、入社以前に現場作業歴が十年以上あることだけを理由に、会社主張を支持している。

一方、原告推薦の車谷鑑定人（奈良医大公衆衛生学教室）は、具体的に模擬実験をするなどして騒音環境を推定、松本製作所での作業が主因の可能性が高いことを立証し、あわせて七二年以降の聴力変化が年齢による変化以上であると指摘している。双方を比較した場合、鳥山鑑定がかなりズサンな印象は免れないため、会社はかなり苦しい立場に追い込まれたといえよう。

次回法廷（六月一五日午前十時大阪地裁六一一）においては鳥山鑑定人への尋問事項に対する回答が提出される予定である。

岩佐訴訟

日本原電側鑑定人

日戸平太氏の証人尋問

大阪

四月十五日午後一時より大阪高裁一〇〇七号法廷で、原発被曝裁判岩佐訴訟控訴審法廷が開かれた。この法廷では「血栓性静脈炎」の結論を出し「放射線皮膚炎」

を否定した日本原電側申請の鑑定人、日戸平太氏の証人尋問が行われた。

被告側、原告側双方の尋問の中で日戸平太証人は、問題となる当時の皮膚の症状について静脈の異常を強調し、顕微鏡写真をもとに自分の都合のよい判断を導き出すという方法であくまでも「放射線皮膚炎」を否定するための証言を行った。

法廷は久し振りの証人尋問ということもあって多数の支援の傍聴者が集まった。

その後、ソ連のチェルノブイリ原発の空前の大事故が発生し、原発の放射線被曝問題に関心が集中している中で、日本で初めての被曝裁判の勝訴を勝ち取るために更に強力な支援活動を行っていく必要がある。

次回の法廷は六月十日の午後一時より同法廷で、日戸平太証人の尋問が引き続き行われる。

職場改善をめざし

学給労などの報告

東大阪

働く者に健康を！東大阪連絡会

働く者に健康を！東大阪連絡会は月一回、東大阪労働セツルメントで行われる定例会で、単組の安全衛生問題への取り組みを地域へ拡げていく活動をしている。全金東大阪地協、全逓東大阪支部に続き、四月は東大阪市学給労から書記長の吉田さんが報告した。

『手荒れの原因究明から始まった労働安全衛生の取り組みは、原因の合成洗剤追放運動へ発展するとともに、職場での安全衛生委員会の設置と特殊検診の定期化を実施させた。また、文部省基準を下回る要員配置等の劣悪な労働条件の改善闘争をすすめ、これが安全衛生活動の大きな柱となってきた。

こうして定期・特殊検診、安全対策、職業病の認定闘争をおこなってきたが、アフター治療までには到らなかった。そこで、昨年、松浦診療所で特殊検診を実施し、連絡会の地域の安全衛生への取り組みとしても位置付けて、アフター治療として、出張針灸治療を行うこととなり、三月より開始している。』

経験交流のあとワンポイント安全衛生講座では通勤災害を取り上げた。次回は五月二八日【全港湾米運分会の腰痛闘争】の予定。

通勤災害…

「酩酊」を理由に不支給決定（西署）

南大阪

全金大阪亜鉛支部のMさんは、昨年十二月二一日、夜勤明けの朝の帰宅途中で駅のプラットホームから転落して頭を打ち救急車で運ばれた。同支部ではこれは通勤災害であるとして大阪西労基署に労災補償を請求したが、この三月二八日に不支給決定が下された。

しかし、その理由「飲酒による酩酊が転落の原因」に疑問を持った同支部は徹底した調査を行い、次のような事実が判明した。

①早朝四時半に仕事を終え、ワンカップ酒二杯を飲み仮眠を取った後、風呂に入り六時五十分に退勤したこと。②酒の臭いはしたものの足取りはしっかりしておりとても「酩酊」というような状態ではなかったこと。③西労基署が書面で問い合わせ「酩酊」と判断した病院、消防署で確認されたのは「酒の臭いがした」ということだけであったこと。

以上のことからとても飲酒による事故とは考えられず、五月十二日に大阪労基局に審査請求を行った。

保険外交員の解雇問題で

三井生命保険を追及

南大阪

先月号で報告した三井生命保険の営業職員（保険外交員）をしていた近藤さんの解雇問題で五月二日、全金港合同支部、安全センターは本人を含め会社側と二回目の交渉を行った。というのは、一回目の交渉において、会社側が解雇の根拠としていた昨年二月一日以降の休業は、単に私病によるものではなく、八二年十一月の労災事故である頭部打撲の再発であり、今後両者協力して労災の再発申請を行っていこうと確認したにもかかわらず、会社側はその約束を破り、われわれに連絡せずに主治医と会い、会社の都合のみを並びたてようとしたからである。われわれは二回目の交渉においてこの点を追求し、今後近藤さんの救済に向けての協力を再確認させた。現在再発申請に向け主治医と話を継続しており、一方では近藤さんに対する解雇を早期に撤回させるべく交渉を行っている。

豊中

豊中市職が安全衛生問題で教宣用スライド作り

豊中市職は、安全衛生対策の取り組みとして教宣用のスライド作成の準備を開始している。

同労働組合ではこの間、各職場の安全衛生委員会体制の確立など取り組みを強めてきたが、まだまだ有効な中身を持った活動が出来ている状態と言うまでには到っておらず、具体的な活動として今年度の取り組みに教宣スライドの作成が決定されたものである。

安全センターはそれに協力する形で協議した結果、まず慢性疾病の多発現場である学校給食調理の職場からスタートすることになった。以前からこうした安全衛生面での教宣材料の不足が言われているが、この方面の対策としてもセンターとして強化してゆきたいと考えている。

大阪

クッキー作り職人の「肺繊維症」労災申請へ

これまでに報告してきたお菓子のクッキー作りの職人Tさんの「肺繊維症」について、植物性粉じんである小麦粉の吸引がその原因であるとして、労災申請を行った。

Tさんが、かつて働いていた製菓会社はすでに無くなっており、その後他の事業所にて働いていたが、発症の原因としてはクッキー作りの際の小麦粉が原因として考えられ、以前の会社での労災申請に到ったものである。

業務起因性を明確なものにするためには、なお検査の結果を待たなければならないが、注目される申請例と考えられる。

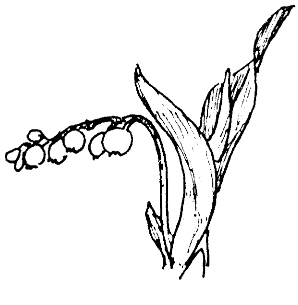

東京

振動病被災者に全面打ち切り攻撃
すすむ労仂行政の反動化

労働行政の反動化がすすむ中で、今度は振動病に対して全面打ち切り攻撃がかけられようとしている。すなわち、振動病に対して労災保険による治療、補償を五年で打ち切ろうというものである。これは五月十四日に行われた全山労協中央行動団による労働省交渉の中で明らかにされたものであり、労働省によると、この問題について「振動障害の治療等に関する専門家会議」の中で検討しているところであるという。しかしながら、地方においては（とりわけ山口、奈良等）その「専門家会議」に属する医師によって〝症状固定＝打ち切り〟の医学所見が出されているところもある。

今回の振動病に対する打ち切りは、以前の「三七五通達」による針灸治療の打ち切りと同様、明らかに労災医療に対する全面的締め付けの一環である。現在、全山労協を中心に闘争体制が組まれつつある。（詳細は次号）

原発放射線被ばく

全金・原発作業者全国アンケート報告書＝

● 全国金属労働組合 安全対策委員会
● 全金・アンケート調査 実行委員会
（亨田・片木・山下・山原・西野・片岡・原発関連全金各支部）

好評発売中

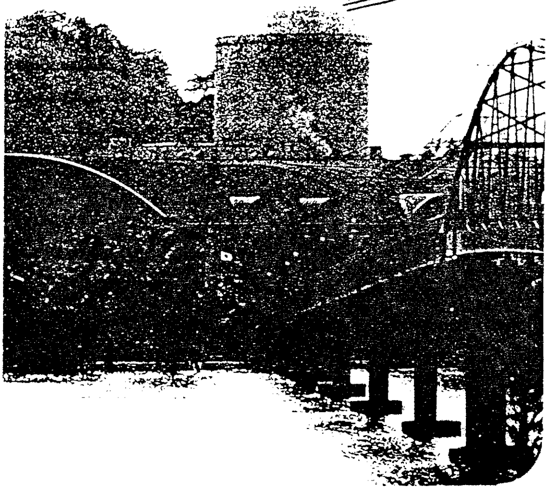

全国金属労働組合

B5版 30頁 頒価 200円

（送料1冊 170円 2冊以上 240円）

四月の新聞記事から

四・一　男女雇用機会均等法の施行

四・二　大阪の医師チームが石綿工場の従業員の肺がん死が一般人の六・八倍にものぼるという日本初の疫学調査結果を発表

VDT作業に従事する女性は従事していない女性に比べ妊娠時に異常を生じたり、出生児の健康に悪影響を及ぼしている割合が高いことが、自治労の調査で判明

四・三　大型二階建て観光バスとミニバイクが国道交差点で接触、バスは暴走し道路わきの給油所の壁に激突二十五人が負傷（大阪）

四・五　尼崎の商店街で火事があり、母子二人が焼死

四・八　新型レーシングカーが走行テスト中、コースを飛びだしてガードレールに激突し炎上、レーサーは即死（宮城）

労基署職員が、会社の倒産を装い労災保険の還付金約六十万円を着服、懲戒免職処分を受けた（西宮）

四・一〇　大型クレーン車につり上げられた広告塔用鉄柱のワイヤロープが切れ、歩道上の乗用車の真上に落ち運転手が死亡（貝塚）

四・一三　東海道新幹線で保守用車と保守用車が衝突、二両脱線、作業員ら六人がけが（東京）

四・一四　製薬会社の塩素酸ソーダタンクに作業員が誤って塩酸を注入、大量の塩素系ガスが噴出、数十人がノドの痛みを訴え二百人が避難（堺）

四・二一　三菱炭鉱南大夕張鉱業所の坑内で、落ちてきた石炭の塊で頭の骨を折り一人が死亡

グリコ森永事件の捜査本部で勤務し持病の自律神経失調症を悪化させた巡査長が踏切で自殺（西宮）

伊豆の旅館で火事があり、木造二階建て全焼三人焼死、五四人が重軽傷（静岡）

四・二三　名神高速で観光バスがダンプカーに追突、三四人が軽傷（大津）

四・二四　霊園造成工事をめぐる汚職で同僚課長が逮捕されている太子町課長が遺書で潔白を訴え、服毒自殺（大阪）

四・二八　パトカーが乗用車に衝突、けが人はなかったが以前にも人身事故をおこしている巡査部長が、その直後に自殺（秋田）

四・二九　ソ連チエルノブイリ原発で史上最悪の事故が発生、放射能が北欧三国、東欧諸国に流れ、日本各地でも検出されている（本文参照）

みんなでやろう ストレッチ体操 ④

（医）南労会　松浦診療所　運動療法室　油田　健一

机に向かっての事務仕事は、首や肩を長時間緊張させます。「ああ首筋が痛くなってきた」と言う前に、少しの時間をとってストレッチをやって筋肉をほぐしましょう。

頭痛を感じていても、首、肩の筋肉がほぐれると、ぐっと楽になります。

① 両手を後頭部に当て、息を吐きながら頭を下に引く。（10秒）

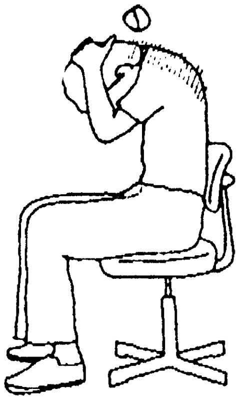

② A　両肩を引き上げその姿勢を10秒ほど保つ。

B　肩の力を抜いてストンと落とす。

以上を、三回ぐらい繰り返す。

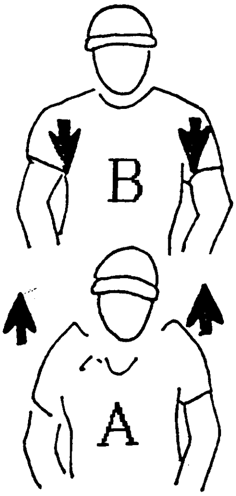

③ 頭の横に手をてて息を吐きながら10秒間横に引く。

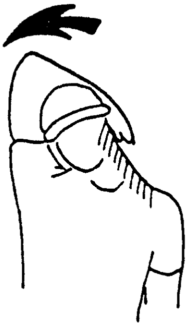

④ 首を大きくゆっくりまわす。

◆ 気をつけることは・・・

首の筋肉はデリケートなのでオーバーストレッチは禁物です。

ストレッチ体操四つの注意

① けっして痛みをこらえたり、無理をしない。

② 自分の柔軟性にあわせて、ゆっくりする。

③ 自然な呼吸法で、となりの人と話しながら楽な気持ちで。

④ 笑顔で10～30秒間ひとつの体操を続ける。

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

◉ 料金表

部数	料　金（年額）
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部数	料　金（月額）
5 部	500円
6 部	600円
●以上1部増えるごと100円増	

● 郵便振替　大阪6-315742
● 大阪労金口座　梅田支店 95721
（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

㈱千里印刷　06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28

昭和50年10月29日第三種郵便物認可　「関西労災職業病」　5月号（通巻第143号）昭和61年5月10日発行（毎月一回10日発行）